

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
平成30年10月5日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1800024 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1800016 号

## 第 1 結論

昭和 54 年 5 月から昭和 62 年頃までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 28 年生

住 所：

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 54 年 5 月から昭和 62 年頃まで

私は、昭和 54 年 4 月末に勤務していた事業所を退職したため、転居先の A 市 B 区役所で国民年金の加入手続を行った。請求期間の保険料は、私と妻の二人分を一緒に、妻が金融機関で納付していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

国民年金受付処理簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、妻と連番で払い出されており、当該国民年金受付処理簿における請求者夫妻の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、請求者夫妻の国民年金加入手続は、A 市 B 区において昭和 54 年 6 月頃に行われたものと推認される。請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金加入手続はこの頃に初めて行われ、その際に、昭和 54 年 4 月（平成 26 年 12 月に厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 54 年 5 月に訂正）に被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。

請求者は、上述の国民年金加入手続以降、60 歳到達（平成 25 年\*月）により被保険者資格を喪失するまで国民年金被保険者であるところ、妻についても、上述のとおり請求者と同時期に加入手続が行われ、請求者に係る請求期間当時、国民年金被保険者であったことから、妻は、請求者に係る請求期間の保険料及び自身の保険料を併せて納付することが可能であったこととなる。

しかしながら、A 市が管理していた年金記録が記された紙の帳簿である国民年金保険料検認状況一覧票及び国が管理していた請求者の年金記録が記された紙の帳簿である国民年金被保険者台帳によると、請求者に係る請求期間の保険料が納付されていた形跡は見当たらず、これらの記録はオンライン記録とも一致し、

不自然な点は見受けられない。

また、上述の請求者に係る国民年金被保険者台帳によると、請求期間のうち、昭和 54 年度、昭和 55 年度及び昭和 57 年度の摘要欄に「納付書送付」及び「ハガキ送付」、昭和 56 年度の摘要欄に「ハガキ送付」の押印が確認できるところ、当該「ハガキ送付」の印について、日本年金機構は、未納者に対しハガキ等で納付の勧奨を実施していたと思われる旨回答しており、これら摘要欄の記載内容から、請求者に対し、保険料の納付の勧奨が複数回にわたって実施されていた状況がうかがえ、当時、請求者の保険料は未納であったものとみられる。

さらに、A市が管理していた請求者の年金記録が記された紙の帳簿である国民年金被保険者名簿の備考欄に「59、61 拒否」の記載が確認できるところ、請求者のオンライン記録において「納付拒否者」（該当年月日 昭和 63 年 9 月 3 日）と記録されており、期間は特定できないものの、請求者が保険料納付を拒否していたことがうかがえること、請求者は、請求期間後から 60 歳到達により被保険者資格を喪失するまでの期間において、保険料の納付実績がないことを踏まえると、請求者に係る請求期間の保険料を、妻が納付したと推認することはできない。

加えて、請求者に係る請求期間の保険料納付について、妻は、納付期限までに保険料を納付したと陳述しているところ、当該陳述に沿って保険料を納付したとすると、当該期間において、複数回にわたる保険料の納付が順次行われていたこととなるが、その全ての事務処理において同様の誤りが繰り返し生ずる可能性は低いものとみられる。

その上、請求者夫妻が、請求期間当時に税務関係の事務を依頼していたとする二つの会計事務所に照会したものの、いずれも、当時の資料を保管していないため、請求者夫妻に係る国民年金保険料の納付については不明である旨回答しており、当時の状況を確認することができない。

このほか、妻が請求者に係る請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1800046 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1800017 号

## 第 1 結論

昭和 54 年 4 月から昭和 60 年 4 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名：女  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和 33 年生  
住所：

### 2 請求内容の要旨

請求期間：昭和 54 年 4 月から昭和 60 年 4 月まで

私は、昭和 54 年 4 月に、夫と二人で A 市 B 区役所で婚姻の届出をした際に、併せて国民年金の加入手続を行った。請求期間の保険料は、私と夫の二人分を一緒に、私が金融機関で納付していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

国民年金受付処理簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、夫と連番で払い出されており、当該国民年金受付処理簿における請求者夫妻の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、請求者夫妻の国民年金加入手続は、A 市 B 区において昭和 54 年 6 月頃に行われたものと推認される。請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金加入手続はこの頃に初めて行われ、その際に、昭和 54 年 4 月に被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。

請求者は、上述の国民年金加入手続以降、現在（平成 30 年 9 月）に至るまで国民年金被保険者であるところ、夫についても、上述のとおり請求者と同時期に加入手続が行われ、請求者に係る請求期間当時、国民年金被保険者であったことから、請求者は、請求期間に係る自身の保険料及び夫の保険料を併せて納付することが可能であったこととなる。

しかしながら、A 市が管理していた年金記録が記された紙の帳簿である国民年金保険料検認状況一覧票及び国が管理していた請求者の年金記録が記された紙の帳簿である国民年金被保険者台帳によると、請求者に係る請求期間の保険料が納付されていた形跡は見当たらず、これらの記録はオンライン記録とも一致し、不自然な点は見受けられない。

また、上述の請求者に係る国民年金被保険者台帳によると、請求期間のうち、

昭和 54 年度、昭和 55 年度及び昭和 57 年度の摘要欄に「納付書送付」及び「ハガキ送付」、昭和 56 年度の摘要欄に「ハガキ送付」の押印が確認できるところ、当該「ハガキ送付」の印について、日本年金機構は、未納者に対しハガキ等で納付の勧奨を実施していたと思われる旨回答しており、これら摘要欄の記載内容から、請求者に対し、保険料の納付の勧奨が複数回にわたって実施されていた状況がうかがえ、当時、請求者の保険料は未納であったものとみられる。

さらに、A市が管理していた請求者の年金記録が記された紙の帳簿である国民年金被保険者名簿の備考欄に「59、61 拒否」の記載が確認できるところ、請求者のオンライン記録において「納付拒否者」（該当年月日 昭和 63 年 9 月 3 日）と記録されており、期間は特定できないものの、請求者が保険料納付を拒否していたことがうかがえること、請求者は、請求期間後から保険料免除期間及び第 3 号被保険者期間を除く現在（平成 30 年 9 月）までの期間において、保険料の納付実績がないことを踏まえると、請求者が請求期間に係る保険料を納付したと推認することはできない。

加えて、請求者は、請求期間の保険料納付について、納付期限までに保険料を納付したと陳述しているところ、当該陳述に沿って保険料を納付したとすると、当該期間において、複数回にわたる保険料の納付が順次行われていたこととなるが、その全ての事務処理において同様の誤りが繰り返し生ずる可能性は低いものとみられる。

その上、請求者夫妻が、請求期間当時に税務関係の事務を依頼していたとする二つの会計事務所に照会したものの、いずれも、当時の資料を保管していないため、請求者夫妻に係る国民年金保険料の納付については不明である旨回答しており、当時の状況を確認することができない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。